

1. (株)タイボー岐阜工場再生処理施設の見学（14:00～14:30）
：海津市南濃町志津1951-30
2. 研修会（15:00～16:30）：JAにしみの本店大会議室
 - (1) (株)タイボー岐阜工場における再生処理の概要（営業担当伊藤氏）
 - (2) JAにしみのにおける農業用使用済みプラスチック処理概要（後藤営農企画課長）
 - (3) 情報提供
 - ①「農業廃プラをめぐる現状と課題」（竹谷会長）
 - ②マニユフスト発行状況報啓発チラシと生分解フィルムの取扱い環境省見解（事務局）
 - (4) 意見交換「再生処理の推進に向けた新たな取り組みについて」（竹谷会長）

1. (株)タイボー岐阜工場再生処理施設の見学（14:00～14:30）

タイボー岐阜工場では、主として車や家具などのシート地（レザー）を塩化ビニール（PVC）側と生地側（化学繊維など）に分離するラインを保有しており、それぞれをマテリアル原料として生成している。その他、PVC壁紙なども粉砕・分離してPVC原料と紙原料に分別している。コンパウンド化も可能。当工場ではこれらを水を使用しない乾式で処理することが特徴とのことであるが、東海地域のJAから排出される農業用使用済みビニール（以下、農ビと表記）については、JAの回収場所に於いて分別の上、当工場ではなく県外の破砕・洗浄の再生処理工場まで運搬し、再生原料化している。このほか、同社は市内に苗箱等の固形プラスチックを粉砕し、ペレット原料化、または、パレットに成型する工程を確保している。

農業用使用済みプラスチックの新たな取り組みを期待しての工場見学であったが、結果的に3年前の工程と変化がなかった。今後は、当社の西濃地域の農業用使用済みビニール処理の受け入れの拡大について期待したい。



・PVCの廃壁紙のストック



・破砕処理後フレコンに積まれたPVC原料

2. 研修会（15:00～16:30）

（1）（株）タイボー岐阜工場における再生処理の概要

＜説明者：（株）タイボー営業担当伊藤氏＞

当社の前身は、紡績会社で、リサイクル業界への参入のきっかけは、繊維破砕くずを集めて加工したことに由来する。その後事業拡大する中でPVC壁紙の取り扱いを開始。PVC壁紙から分離した塩化ビニールをプラスチックの原料として再生利用するリサイクルに取組始めた。農ビのリサイクルは1987年に、宮崎県延岡市の工場で始めた。農ビリサイクル製品をメーカーが使ってくれるようになり、その原料となる農ビが安定供給されるよう回収に本腰を入れた。



（株）タイボー営業担当伊藤氏

農業用使用済プラスチック回収で重要な事は、きちんとした契約書を取り交わすこと。回収地を事前に確認し、地域に合った分別回収が行われている。

回収された農ビは、要望に応じてグラッシュまたはペレットに加工される。プラスチック再生原料は、主に床材、シートの成型に使用される。当社の再生原料は、安定した品質が保たれているため特に床材メーカーで重宝されている。

廃プラスチックは分別すれば資源となる。今後は、より一層リサイクル製品の普及を推進していきたい。

（2）JAにしみのにおける農業用使用済みプラスチック処理概要

管内の農業用使用済みプラスチックについて、これまで利便性もあって近隣処理業者での埋立・焼却処理を委託しているが、これまでの回収・処理の経過と今後の処理の考え方について説明をお願いした。

＜JAにしみの後藤営農企画課長＞

2年前までは、近くの業者で埋立・焼却処理の委託をしていたが、その後一部の部会長より分別処理の提案があり、JAへ委託分は生産者が分別する取り組みを開始した。

現在は、組合員に案内チラシを配布する他、排出申込書に注意書きを記載するなどして廃プラの分別排出を呼びかけている。

また排出時の分別及び洗浄の徹底を促すため農協の広報誌の営農情報及び各営農センターの区域版を活用している。

特にその中で野焼き及び不法投棄は、犯罪になることも記載して組合員の意識改革を促している。併せて栽培サイクルに合った回収を推進するため品目毎の部会に対しても適切な排出について指導を行っている。

基本的に、営農センター単位で年1回、部会毎に年数回、回収される。部会によっては



JAにしみの後藤営農企画課長

農協を介さず直接業者に回収依頼するため、農協で把握出来ない面もある。

再生処理に向けた分別の推進にはビジュアル化した指導が効果的であると思われる。回収業者からは、分別に関する写真入りのパンフなどを提供してほしい。

(3) 情報提供

当初、(社)施設園芸協会が実施した園芸用プラスチック適正処理対策委員会の現地調査の概要について、説明予定であったが、急遽、「農業廃プラをめぐる現状と課題」と題して、全国の再生処理の概要等について情報提供があった。

<説明者：竹谷会長>

今後、廃掃法が改正される予定である。事務代行する農協担当の皆さんには、Q&A方式で、廃掃法上の解釈について説明したい。併せて、排出事業者の最終処分の状況について現地確認等が義務付けされるなど事務代行する農協、協議会の事務負担が増加することについて危惧している。



竹谷東海プラ協会会長

<説明者：事務局>

事務局から、①マニフェスト発行状況報告（周知チラシ）、②生分解フィルムの取扱い環境省見解について、説明があった。

(4) 意見交換「再生処理の推進に向けた新たな取り組みについて」

(座長：竹谷会長)

岐阜県下JAをはじめ近隣JA（愛知県尾張部、三重県北勢部）から排出される使用済みプラスチックについて現状の処理委託状況についてコメントもらい、その上で、収集ロットの確保、新たな再生処理先の確保等どのようにコスト低減するのかについて、再生処理業者等を交えて意見交換を行った。

○再生処理に取り組んでいる各地域の現状と今後について意見を聞きたい。（座長）

<JA愛知西>

廃プラ担当になって間もないため、状況把握が出来ていない。JA管内稲沢市の排出量は、資料にあるとおり年1回収しており、回収場所は3会場で農ビニルと農ポリを分別して回収している。その日に回収したものは、その日に業者に引き取ってもらっている。



再生処理業者等を交えた意見交換

<JAいび川>

JAにしみの同様、農家から委任され、回収場所の提供やマニフェスト交付事務などを行っている。21年度は4月、12月の年2回、回収が行われた。農薬がついていると回収されないの、洗浄してから出してもらおうようお願いしている。中には、ポリ瓶の中に金属等回収されないものを入れる人もおり苦慮している。

○異物混入には、持ち帰ってもらう対応をしている熊本県内のJAもあるがいかがか（座長）
＜JAぎふ本巣営農支援センター＞

本巣地域は、1昨年JAぎふと合併した。当初はいちご農家のみを対象としていたが、管内の市町の行政を通じて全ての農家の回収業務に携わることとなった。回収物中の異物混入に関しては、職員だけでは判断出来ないため、業者と協力して分別している。異物が混入されていても、農家に突き返す訳にはいかない。毎年12月に年1回収されており、毎年60tぐらい処理している。

＜田原市農政課＞

昨年は、台風18号の被害があった。田原市は施設園芸のメッカなので被害を受けたガラスの処理についても、市と農協が全額負担して処理を行った。廃プラの回収は通常の年は4月～1月の間の2週間に1回だが、昨年は台風18号の後処理のため、追加の臨時回収を少なくとも4回は行った。

○再生処理業者さんからも発言をお願いしたい。（座長）

＜株式会社サニックス岡崎工場＞

廃プラといってもさまざまな種類がある。ゴミを分別処理することでどのようなメリットがあるのか農家に意識付けして説明する必要がある。分別が大きなコスト削減や適正な処理につながる。

＜竹谷会長講評＞

分別の意味を農家に理解してもらい協力してもらうことが一番大事。回収日には業者にも立ち会ってもらう等、出す側、集める側、処理業者の3者が意思の疎通を図り円滑に回収を進めていただきたい。そのことが東海地域における使用済プラのリサイクル率を高めることにつながるので関係者への周知をよろしくお願いしたい。